

平成28年5月10日

各位

会社名 株式会社ショクブン 代表者名 代表取締役社長 川瀬 公 (コード番号 9969 東証・名証2部) 問合せ先 常務取締役総務部長 小川 典秀 (TEL 052-773-1011)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第40期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、同株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することといたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

監査等委員会設置会社へ移行後の役員の異動につきましては、本日発表の役員人事に関するお知らせをご覧ください。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第40期定時株主総会において、定款変更 議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定で す。

### 2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行なうものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以上

現行定款

第1章 総則

第1条~第4条 (省略)

第2章 株式

第5条~12条 (省略)

第3章 株主総会

第13条~第18条(省略)

第4章 取締役および取締役会

第19条 (省略)

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

### (取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
  - 2 増員により、または補欠として選任された取締 役の任期は、他の在任取締役の任期の満了 する時までとする。

第23条~第24条(省略)

#### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各</u> <u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合は、この期間を短縮する ことができる。

第 26 条 (省略)

変 更 案

第1章 総則

第1条~第4条 (現行通り)

第2章 株式

第5条~12条 (現行通り)

第3章 株主総会

第13条~第18条 (現行通り)

第4章 取締役および取締役会

第19条 (現行通り)

### (取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除 く。)は、15名以内とする。
  - 2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

### (取締役の選任)

- 第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。
  - 2 (現行通り)
  - 3 (現行通り)

#### (取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
  - 3 増員により、または補欠として選任された監査 等委員の任期は、他の監査等委員の任期の 満了する時までとする。

第 23 条~第 24 条(現行通り)

#### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、 会日の3日前までに発する。ただし、緊急の 場合は、この期間を短縮することができる。

第 26 条 (現行通り)

#### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役(議決に加わることができる者に限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

# (取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録し、出席した 取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または 電子署名する。

#### (取締役会規則)

第<u>29</u>条 取締役会に関する事項は、法令または定款 に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規則による。

### (取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について法令に 定める要件に該当する場合には賠償責任を 限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

## (監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。

## (監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役(議決に加わることができる者に限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### (業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、取締役会の決議によって重要な 業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除 く。)の決定を取締役に委任することができる。

### (取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録し、出席した 取締役がこれに記名押印または電子署名 する。

### (取締役会規則)

第 30 条 (現行通り)

## (取締役の報酬等)

第<u>31</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別し</u>て定める。

#### (取締役の責任免除)

第32条 (現行通り)

2 当会社は取締役(業務執行取締役等である ものを除く。)との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に 該当する場合には賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、法令の定める 最低責任限度額とする。

# 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の設置)

第33条 当会社は監査等委員会を置く。

(削)除)

#### (監査役の選任)

- 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う。

(監査役の任期)

- 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
  - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、 会日の3日前までに発する。ただし、緊急の 場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めが</u> <u>ある場合を除き、監査役</u>の過半数をもって 行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令で定める事項 は議事録に記載または記録し、出席した 監査役がこれに記名押印または電子署名す る。

(監査役会規則)

第 40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款 に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において 定める<u>監査役会規則</u>による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ て定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法 第423条第1項の賠償責任について法令に 定める要件に該当する場合には賠償責任額 から法令に定める最低責任限度額を控除し て得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は社外監査役との間で、会社法

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u> に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することが できる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等</u>委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または 定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>に おいて定める監査等委員会規則による。

(削除)

(削除)

第423条第1項の賠償責任について法令に 定める要件に該当する場合には賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第6章 会計監査人

### (会計監査人の設置)

第43条 当会社は会計監査人を置く。

### (会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において 別段の決議がされなかったときは、当該定時 株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

第 <u>46</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査</u> 役会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

## (事業年度)

第 <u>47</u>条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日までとする。

### (期末配当金)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記載または 記録された株主または登録株式質権者に 対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末 配当金」という。)を行う。

# (中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日の最終の株主名簿に記載または 記録された株主または登録株式質権者に 対し、会社法第454条第5項に定める剰余 金の配当(以下「中間配当金」という。)をする ことができる。

# (期末配当金等の除斥期間)

第<u>50</u>条 期末配当金および中間配当金が、支払開始 の日から満3年を経過しても受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。

> 2 未払の期末配当金および中間配当金には 利息をつけない。

#### 第6章 会計監査人

### (会計監査人の設置)

第38条 (現行通り)

#### (会計監査人の選任)

第39条 (現行通り)

### (会計監査人の任期)

第40条 (現行通り)

### (会計監査人の報酬等)

第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査</u> 等委員会の同意を得て定める。

#### 第7章 計算

#### (事業年度)

第 42 条 (現行通り)

### (期末配当金)

第43条 (現行通り)

# (中間配当金)

第 44 条 (現行通り)

# (期末配当金等の除斥期間)

第 45 条 (現行通り)